

# 未熟児養育医療給付制度のご案内

出生時の体重が2,000グラム以下または身体の発育が未熟なまま出生したため、医師が入院養育を認めた乳児に対し、医療を給付する制度です。

## 対象となる方

仙台市内に居住する満1歳未満の未熟児で、次の1または2のいずれかに該当し、指定養育医療機関の医師により入院養育が必要であると認められた乳児が対象となります。

- 1 出生時体重 2,000 グラム以下
- 2 生活能力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状がある場合
  - (1) 一般状態
    - ア 運動不安、痙攣がある
    - イ 運動が異常に少ない
  - (2) 体温が摂氏 34 度以下
  - (3) 呼吸器、循環器系
    - ア 強度のチアノーゼが持続する、またはチアノーゼ発作を繰り返す
    - イ 呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分 30 以下
    - ウ 出血傾向が強い
  - (4) 消化器系
    - ア 生後 24 時間以上排便がない
    - イ 生後 48 時間以上嘔吐が持続している
    - ウ 血性吐物、血性便がある
  - (5) 黄疸が生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸がある

## 対象となる期間

指定養育医療機関に入院し、医療を開始した日から退院する日までが対象です。ただし、対象児の入院が継続している場合でも、1歳の誕生日の前々日までで未熟児養育医療給付は終了となります。

## 給付範囲と保護者負担

指定養育医療機関における入院治療費のうち、健康保険適用後の医療費及び食事療養費が給付の対象となり、世帯の課税状況及びお子さまの入院日数に応じた自己負担金が決定されます（保険が適用されない治療費、おむつ代や差額ベッド代などは給付の対象外になります）。

なお、**仙台市子ども医療費助成を受給されている場合は、自己負担金は子ども医療費助成で負担いたしますので、納付は不要です。**子ども医療費助成を受給されていない方については、自己負担金が決定次第、納入通知書をお送りいたしますので、納入期限までに納めてください。

かかった医療費			
健康保険（8割）	一部負担（2割）	食事療養費 一部負担	
	自己負担金	養育医療	

## 申請時の必要書類

お住まいの区の区役所保育給付課（宮城総合支所の区域にお住まいの方は宮城総合支所保健福祉課）に次の必要書類を揃えて、すみやかに申請してください。

### 1. ご自身でご用意いただくもの

(1) 養育医療意見書（指定養育医療機関の医師が作成）

(2) 対象となるお子さまの加入している健康保険の分かるもの（コピー）

※資格確認書または資格情報のお知らせ

※出生から間がなくお手元がない場合は、扶養義務者（お子さまが加入する予定）の加入している健康保険の分かるものでも可

(3) 申請者の本人確認書類と世帯全員のマイナンバー確認書類

※①申請者の個人番号を確認できるもの（マイナンバーカード、通知カード等）と②申請者の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等顔写真のあるもの）の場合は1点、顔写真のないもの場合は2点以上

### 2. 申請書類（窓口で配布しているほか、仙台市ホームページからダウンロードできます）

(1) 養育医療給付申請書

(2) 世帯調書

### 3. 課税状況の確認書類

(1) 所得がわかる証明書類または同意書（世帯全員分）

※該当年の1月1日時点の住所が仙台市の方：仙台市市民税情報の閲覧に同意いただける場合、提出は不要です。

※該当年の1月1日時点の住所が仙台市外の方：マイナンバーを用いた情報照会を行いますので、照会に同意いただける場合、窓口で配布している同意書をご提出ください。同意書は仙台市ホームページからもダウンロードできます。

※所得がわかる書類を提出いただく場合、

治療期間が 

1月～6月の場合：前々年分	}	の証明が必要になります。	
			6月と7月をまたぐ場合：前々年分と前年分（2カ年分）
			7月～12月の場合：前年分

※市民税情報の閲覧に同意いただけない場合や、情報照会の同意書の提出がない場合、世帯全員分の所得のわかる書類の提出が必要となります（例：市民税課税（非課税）証明書、市民税特別徴収税額の通知書、市民税課税明細書など）。

※市民税情報の閲覧、マイナンバーを用いた情報照会に同意いただいた方でも、所得の確認ができない場合には、証明書類の提出をお願いする場合がございます。予めご了承ください。

※生活保護を受けている方は、生活保護証明書を提出してください。

## 申請後について

給付が決定した場合は養育医療券を郵送しますので、すみやかに医療機関の会計窓口へ提示してください。

**医療機関窓口で提示がない場合、未熟児養育医療給付が適用されませんので、ご注意ください。**退院までに養育医療券の交付が間に合わない場合は、入院費の支払方法等を事前に入院先の医療機関にご確認ください。

また、下記の場合は手続きが必要ですので、すみやかに担当窓口にご連絡ください。

- ◆入院診療期間が当初の予定より延びるとき
- ◆住所や加入している健康保険が変更になるとき
- ◆入院先医療機関が変更になるとき
- ◆医療券を紛失したとき

### 申請・お問い合わせ先

青葉区保育給付課 Tel 225-7211  
宮城野区保育給付課 Tel 291-2111  
若林区保育給付課 Tel 282-1111  
太白区保育給付課 Tel 247-1111

泉区保育給付課 Tel 372-3111  
宮城総合支所保健福祉課 Tel 392-2111